

富山県警察生活安全特別捜査隊活動要綱の制定について（例規通達）

生活安全部の生活安全企画課、少年女性安全課及びサイバー犯罪対策課所管の法令違反事件（以下「生活安全部所管事件」という。）は、近時、ますます広域、組織的に敢行される傾向にあることや特異・重大な事件が相次いで発生していることから、捜査力を結集し、統制のとれた指揮命令系統の下、迅速かつ適正に捜査を遂行する必要がある。

このため、富山県警察生活安全特別捜査隊を編成し、より積極的な運用を図るため、別添の「富山県警察生活安全特別捜査隊活動要綱」を制定し、平成 10 年 5 月 1 日から施行することとしたから、効果的な運用に努められたい。

なお、「富山県警察防犯保安特別捜査隊に関する訓令の運用について」（平成元年 3 月 20 日付け富防第 157 号）は、平成 10 年 5 月 1 日をもって廃止する。

記

別添

富山県警察生活安全特別捜査隊活動要綱

第 1 目的

この要綱は、富山県警察生活安全特別捜査隊（以下「生活安全特捜隊」という。）の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 任務

生活安全特捜隊は、広域、組織的又は特異・重大な生活安全部所管事件等を迅速かつ適正に捜査することを任務とする。

第 3 編成

- 1 生活安全特捜隊には隊長及び副隊長を置き、隊長には生活安全部首席参事官を、副隊長には生活安全企画課長、少年女性安全課長及びサイバー犯罪対策課長をもって充てる。
- 2 生活安全特捜隊の隊員は、警察本部の生活安全企画課、少年女性安全課及びサイバー犯罪対策課並びに警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に勤務する警部以下の警察官のうち生活安全部長が指定した者をもって構成する。

第 4 隊員の指定手続

- 1 生活安全企画課長、少年女性安全課長及びサイバー犯罪対策課長並びに警察署長は（以下「関係所属長」という。）は、毎年度に隊員の候補者を選び、生活安全特別捜査隊員推薦者名簿（様式第 1 号。以下「推

薦者名簿」という。)により生活安全部長に推薦するものとする。

2 生活安全部長は、前記1の推薦に基づき、毎年度に隊員を指定するものとする。

3 関係所属長は、自所属の隊員が指定を解除されたなどの理由により、生活安全特捜隊に欠員を生じさせたときは、これに代わる候補者を選び、推薦者名簿により生活安全部長に推薦するものとする。

第5 出動基準

生活安全特捜隊は、生活安全部所管事件のうち次のいずれかに該当し、一の警察署だけでは対応が困難な場合に出動するものとする。

- (1) 多数の被疑者又は参考人の取調べが必要な事件
- (2) 捜査対象及び捜査区域が2つ以上の警察署の管轄区域に及ぶ事件
- (3) 多数の捜査員を集中的に動員する必要がある事件
- (4) その他特異・重大な少年事件等本部長が命じた事件

第6 出動要請及び派遣

1 生活安全部所管事件の捜査に従事中の所属の長は、当該事件が第5に規定する出動基準に該当すると認めるときは、生活安全部長に生活安全特捜隊の出動を要請するものとする。

2 出動要請は、生活安全特別捜査隊出動要請書(様式第2号。以下「要請書」という。)により行うものとする。ただし、急を要するときは、口頭で要請した後、速やかに要請書を提出するものとする。

3 生活安全部長は、前記1の出動要請を受けた場合において、事件概要等を勘案し、生活安全特捜隊の出動が必要であると認めるときは、必要とする人員、期間等を明らかにして、関係所属長に隊員の派遣を命ずるものとする。

4 関係所属長は、生活安全部長から前記3の隊員の派遣を命ぜられたときは、当該隊員を派遣するものとする。

5 出動要請を行った所属に派遣された隊員は、当該所属の長の指揮を受け、任務を遂行するものとする。

第7 報告

隊長は、生活安全特捜隊が出動したときは、随時、隊員の任務分担、捜査の進捗状況、捜査方針等を生活安全部長に報告するものとする。

第8 事務

生活安全特捜隊に関する庶務は、生活安全企画課において行うものとする。

※ 別記様式は省略